

休会に関する細則

グランドニッコー東京 台場 フィットネスクラブ「Le CLUB」の会員が会員としての活動が著しく困難であり、会則第 21 条に基づき休会の申し出を行った場合において、休会に関する認定要件を次のとおり定める。

(休会理由)

第 1 条 会則第 21 条に定める休会については下記の事項を対象とするものとする。

- ① 疾病（診断書またはそれに代わるもの）
- ② 出産・育児（出産証明書またはそれに代わるもの）
- ③ 介護
- ④ 転勤

(休会届の提出)

第 2 条 休会の申し出は、休会開始月の前月 10 日までに会社が定める様式の休会届を提出する方法により行うものとする。

(休会期間)

第 3 条 休会期間は、3 か月以上最大 12 か月以内とし、休会の申し出には、その都度休会費を徴収するものとする。

(休会費)

第 4 条 休会の申し出にあたっては、事務手数料として 15,000 円（税別）を徴収するものとする。

(必要書類)

第5条 本細則第1条に該当する会員は、休会届に、以下の必要書類を添えて、提出するものとする。

- ① 傷病による入院・自宅療養については医師の診断書またはそれに代わるもの
- ② 育児、介護等のやむを得ない事情については理由を記載した書面

(承認手続き)

第6条 会社は、本細則に基づく決定を行った場合、当該会員に対し「休会承認（不承認）書」を送付するものとする。

(休会期間満了)

第7条 本細則に基づき休会していた会員は、休会期間終了後は自動復会となる。この場合、会員は、月会費を口座から引き落とす方法により支払うものとする。

(再度の休会)

第8条 休会期間が終了した会員が再度休会を希望する場合、再度休会の申し出を行うものとする。

(除名)

第9条 復会后3か月以上会費の引き落としができない場合は除名とするものとする。

2024年1月1日改定